千葉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年10月13日制定 令和 2年12月15日改正 令和 5年12月14日改正 千葉市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

千葉市においては、首都圏の大消費地に近接するも、農作物の栽培に適した温暖な気候と豊かな農地に恵まれており、市内を流れる河川沿岸の土地改良事業区域、若葉区や緑区の優良農地、中央区や花見川区、稲毛区の生産緑地等を活かした農業生産が営まれており、それぞれの地域によって異なる農地の利用状況や営農類型などの地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、これまでの食料の安定供給を図るための生産基盤としての役割に加え、令和4年度に策定された千葉市農業基本計画で「農業の持続性を高め、100年先の未来に農業と食をつなぐ」として掲げた基本目標を実現するための基盤として、農地の有効活用を推進していくため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、それぞれの地域の実情に応じた活動を行いながらも「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、千葉市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する千葉県の農業経営基盤の 強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する千葉市の農業 経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10年後に目指す農地の状況等を示すものであるが、千葉市農業基本計画の計画期間 (令和5年度~令和9年度の5年間)に合わせて令和9年度を目標年度とし、農業 委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととする。 また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)	
現 状 (令和5年4月)	3, 530ha	4. 2 ha	0.12%	
3年後の目標 (令和8年3月)	3, 440ha	4. 1 ha以下	0. 12%以下	
目 標 (令和10年3月)	3, 400ha	4. 1 ha以下	0. 12%以下	

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
 - ○農業委員及び推進委員による農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき各年度ごとに定める。

なお、従来から行っている、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- ○利用状況調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を 行う。
- ○利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映 し、農地台帳の正確な記録の確保と公表事項の整備を図る。

イ 農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえ農地中間管理機構への貸付け 手続きを進める。

ウ 非農地判断について

○利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に 応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に 基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」 のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年4月)	3, 530ha	5 6 7 ha	16.1%
3年後の目標	3, 440ha	7 1 7 ha	20.8%
(令和8年3月)	o, 11011a	1 1 110	20.070
目標	3, 400ha	7 7 7 ha	22.9%
(令和10年3月)	o, 400lla	i i i ila	22. 9/0

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数	担い手	
	(うち、主業農家数)	認定農業者	認定新規就農者【累計】
現状	1,687戸	179経営体	5 0経営体
(令和5年4月)	(180戸)		

注:「総農家数(うち、主業農家数)」は、2020年農林業センサスの数値

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 「地域計画」の作成・見直しについて

〇農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

イ 農地中間管理機構等との連携について

○千葉市農業委員会は、千葉市、農地中間管理機構(公益社団法人千葉県園芸協会)、千葉みらい農業協同組合等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について情報収集を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整と利用権設定(令和7年3月末で廃止)について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、当該地域内にとどまらず近隣地域の農業者を含めて、担い手確保に向けた取り組みを活性化するとともに、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを働きかける。

- エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い
 - ○農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間 管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に 基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」 のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)【累計】	新規参入者数(法人)【累計】
現 状 (令和5年4月)	116人	6 6 法人
3年後の目標 (令和8年3月)	137人	7.4法人
目 標 (令和10年3月)	151人	8 0 法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

○千葉市・千葉県・千葉県農業会議、農地中間管理機構(公益社団法人千葉県園芸協会)等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者 (法人を含む。)の情報収集に努める。

イ 法人参入の推進について

○千葉市農業委員会は、農業に持続的に取り組み、収益性が高く、多角的な経営展開が 期待出来る法人の農業参入を積極的に促進する。農業委員及び推進委員は、農地情報の 収集に併せて千葉市の各種支援制度の周知を行うなど、法人参入に向けた取り組み を行う。

ウ 農業委員会のフォローアップ活動について

- ○農業委員及び推進委員は、農地のあっせんや各種補助制度の紹介など、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、就農後も、適宜、新規参入者の相談の場を設けるなど、地域や行政等との橋渡しを行う。
- ○千葉市農業委員会は、ニューファーマー育成研修、新規就農者育成総合対策の 活用等のサポートを行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に 基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」 のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

千葉市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、千葉市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力